

令和4年第2回府中町議会定例会

会 議 録 (第1号)

1. 開 会 年 月 日 令和4年6月24日(金)

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 令和4年6月24日(金)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員(18名)

|      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 議長   | 益 田 芳 子 君 | 副議長  | 西 山 優 君   |
| 1 番  | 川 上 翔一郎 君 | 2 番  | 宮 本 彰 君   |
| 4 番  | 狩 野 雄 二 君 | 5 番  | 坂 田 栄 一 君 |
| 6 番  | 田 中 伸 武 君 | 7 番  | 山 口 晃 司 君 |
| 8 番  | 二 見 伸 吾 君 | 9 番  | 梶 川 三樹夫 君 |
| 10 番 | 西 友 幸 君   | 11 番 | 寺 尾 光 司 君 |
| 12 番 | 力 山 彰 君   | 13 番 | 三 宅 健 治 君 |
| 14 番 | 齋 藤 昇 君   | 16 番 | 橋 井 肇 君   |
| 17 番 | 児 玉 利 典 君 | 18 番 | 木 田 圭 司 君 |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員(0名)

~~~~~○~~~~~

6. 付議事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸報告
  - (1) 議長報告
  - (2) 常任委員会委員長報告
  - (3) 議会運営委員会委員長報告
  - (4) 議会報特別委員会委員長報告
  - (5) 監査委員報告
  - (6) 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告

- 4 町長報告
- ・行政報告
  - ・報告第 2号 予算の繰越明許の報告について（一般会計）
  - ・報告第 3号 予算の繰越しの報告について（下水道事業会計）
  - ・報告第 4号 予算の事故繰越しの報告について（一般会計）
  - ・報告第 5号 府中町土地開発公社の経営状況について
- 5 報告第 6号 専決処分の承認について
- 6 報告第 7号 専決処分の承認について
- 7 報告第 8号 専決処分の承認について
- 8 報告第 9号 専決処分の承認について
- 9 第25号議案 令和4年度府中町一般会計補正予算（第2号）
- 10 第26号議案 府中町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 11 第27号議案 府中町税条例等の一部改正について
- 12 第28号議案 府中町国民健康保険税条例及び府中町介護保険条例の一部改正について
- 13 第29号議案 工事請負契約の締結について
- 14 第30号議案 工事請負契約の締結について
- 15 第31号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 16 第32号議案 監査委員選任の同意について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 説明のため会議に出席した者

|       |   |       |
|-------|---|-------|
| 町     | 長 | 佐藤信治君 |
| 副町    | 長 | 齋藤哲也君 |
| 教育    | 長 | 新田憲章君 |
| 総務企画部 | 長 | 増田康洋君 |
| 財務部   | 長 | 胡子幸穂君 |
| 福祉保健部 | 長 | 山西仁子君 |
| 町民生活部 | 長 | 森本雅生君 |
| 建設部   | 長 | 井上貴文君 |

|                             |             |
|-----------------------------|-------------|
| 消 防 長                       | 新 宅 和 彦 君   |
| 教 育 部 長                     | 榎 並 隆 浩 君   |
| 危 機 管 理 監                   | 屋 敷 学 君     |
| 財 務 部 次 長 兼 財 政 課 長         | 中 本 孝 弘 君   |
| 福 祉 保 健 部 次 長 兼 福 祉 課 長     | 長 西 弘 子 君   |
| 町 民 生 活 部 次 長 兼 自 治 振 興 課 長 | 谷 口 充 寿 君   |
| 建 設 部 次 長 兼 建 築 課 長         | 川 口 正 幸 君   |
| 建 築 部 次 長 兼 職 都 市 整 備 課 長   | 磯 亀 智 君     |
| 消 防 次 長 兼 消 防 総 務 課 長       | 橋 本 臣 彦 君   |
| 政 策 企 画 課 長                 | 土 井 賢 二 君   |
| 総 務 課 長                     | 宮 脇 理 恵 君   |
| 税 務 課 長                     | 藤 田 正 明 君   |
| 子 育 て 支 援 課 長               | 金 本 智 巳 君   |
| 健 康 推 進 課 長                 | 塩 月 久 美 子 君 |
| 高 齢 介 護 課 長                 | 伴 谷 文 乃 君   |
| 住 民 課 長                     | 大 原 洋 和 君   |
| 環 境 課 長                     | 砂 崎 勇 介 君   |
| 下 水 道 課 長                   | 原 田 司 君     |
| 区 画 整 理 課 長                 | 岡 村 紀 行 君   |
| 維 持 管 理 課 長                 | 谷 口 洋 二 君   |
| 予 防 課 長                     | 瀬 戸 剛 君     |
| 教 育 総 務 課 長                 | 藤 永 政 己 君   |
| 学 校 教 育 課 長                 | 立 花 淑 子 君   |
| 社 会 教 育 課 長                 | 山 本 進 一 君   |
| 危 機 管 理 課 長                 | 松 林 亮 君     |

~~~~~○~~~~~

8. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 森 太 君

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開会 午前 9時30分)

○議長(益田芳子君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、令和4年第2回府中町議会定例会を開会いたします。

(開議 午前 9時30分)

○議長(益田芳子君) 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(益田芳子君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、10番西議員、11番寺尾議員を指名いたします。よろしくお願いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(益田芳子君) 日程第2、会期の決定を議題に供します。

本定例会の会期につきましては、案としてお手元に配付しておりますとおりです。それでは、お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月28日までの5日間といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) 御異議ないようでございますので、本定例会の会期は、本日から6月28日までの5日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(益田芳子君) 日程第3、諸報告に入ります。

まず、議長報告を行います。

3月定例議会以降は、4月28日に広島県町議長会定例会が開催され、今年度の事業計画の報告、町議会で定める条例の情報提供がありました。

続いて、5月30日に、令和4年度町村議長研修会へ出席しております。この研修

会は、令和元年以来の開催となっています。こちらでは、「町村議会のあるべき姿」、「町村議会議員報酬充実の意義」、「地方議会とハラスメント」といったテーマで講習を受けております。この講習の資料は事務局にございますので、参考にさせていただければと思います。

次に、安芸郡4町の町議会議長連絡協議会の書面審査が行われ、今年度の会長と事務局を府中町が受け持つこととなり、監事を、坂町議会、川本英輔議長と、熊野町議会、大瀬戸宏樹議長のお二人が選任されました。この協議会の事業も2年間開催されていみせんでしたが、コロナ感染症の様子を見ながら、安芸郡4町の議会発展のため、どのような事業を行うか、考えていきたいと思ひます。

以上で、議長報告を終わります。

次に、各常任委員会の委員長報告を行います。

総務文教委員会、木田委員長、お願いします。

○18番（木田圭司君） 皆さん、おはようございます。総務文教委員会の報告をさせていただきます。

3月定例会以降、4月18日に委員会を、6月13日に委員会と協議会を開催しております。

4月18日の委員会におきましては、開会前に異動に係る課長級以上の職員の紹介を受け、学校教育に関する事務調査として、年度当初の児童生徒数の報告を受けました。

6月13日の委員会では、町長、教育長からの報告を受けた後、重要施策の総合企画に関する事務調査として、令和3年度府中町公共施設等総合管理計画の改訂について、報告を受けています。こちらは委員外の議員の皆様にも配布があったものと存じております。その後に協議会を開催し、今定例会に向けた議案等の概要説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上、簡単でございますが、総務文教委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（益田芳子君） 厚生委員会、山口委員長、お願いします。

○7番（山口晃司君） 皆さん、おはようございます。厚生委員会の報告をさせていただきます。

令和4年3月定例会以降、4月19日に委員会を、6月14日に委員会並びに協議会を開催しております。

4月19日の委員会では、社会福祉に関する事務調査として、敬老事業について、説明を受けました。また、生活環境に関する事務調査として、第11次府中町交通安全計画完成の報告について、府中町第4次男女共同参画プラン完成の報告について、令和4年度主要工事執行計画（下水道事業会計）について、工事請負変更契約の締結の報告について、説明を受けました。

6月14日の委員会では、社会福祉に関する事務調査として、府中町保育所等整備について、説明を受けました。また、生活環境に関する事務調査として、下水道事業会計分の工事請負契約の締結の報告について、工事請負変更契約の締結の報告について、説明を受けました。そのほか、6月定例会前ということで、協議会に切り替えて提出予定の案件について説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上で、厚生委員会の報告を終わります。

○議長（益田芳子君） 建設委員会、西委員長、お願いします。

○10番（西 友幸君） 皆さん、おはようございます。建設委員会の報告をさせていただきます。

令和4年3月定例会以降、令和4年4月20日に委員会を、6月15日に委員会及び協議会を開催しています。

4月20日の委員会では、建設事業に関する事務調査、都市計画に関する事務調査及び山陽本線連続立体交差及び向洋駅周辺再整備事業に関する事務調査に関し、1つ目は令和4年度主要工事執行計画について、2つ目は工事請負契約の締結の報告について1つの報告がありました。3つ目は工事請負変更契約の締結の報告については、計4件の変更契約の説明がありました。

6月15日の委員会では、都市計画に関する事務調査として、工事請負変更契約の締結の報告について、2件の説明がありました。

また、6月定例会前であるため協議会に切り替えて、6月定例会に向けた案件の概要説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上で、建設委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（益田芳子君） 議会運営委員会、梶川委員長、お願いします。

○9番（梶川三樹夫君） 皆さんおはようございます。議会運営委員会の報告をさせていただきます。

3月定例会以降は、定例会会期中の3月4日と、一昨日の6月22日に、委員会を開催しております。

3月4日の委員会では、ロシア大統領へウクライナ侵略に抗議する決議案の追加日程について審議をしております。こちらは、会期中に決議しておりますので、内容は皆様御存じのことかと思えます。

6月22日の委員会では、この定例会の会期決定などのほか、昨年12月に議運で決定し、皆様にお配りしました、新型コロナウイルス感染症対策としての議会運営基準において、国のG o T oキャンペーンの再開に合わせ、政務活動費による視察等を行うことができると規定していましたが、来月G o T oの代替えとして行われる各都道府県の全国旅行支援事業が開始されれば、これに伴い、規定を適用することと決まりました。自治体が行う事業や、全国旅行支援対象以外の都道府県へ行く視察等はできませんが、しばらくはこの規定で、状況を確認しながら運用していこうと考えています。

また、会議のインターネット配信について、この6月定例会からの本格運用においては、議事の全ての内容を配信することと決めております。

次に、議員の政務活動費の支給方法について、条例改正議案の9月定例議会への提出が決まりました。詳しい内容は、定例会前の各常任委員会の協議会か、機会があれば、全員協議会において事務局から説明がある予定でございます。

このほか、田中議員から、人事案件の議会提出について事務調査申出があり、審議をしております。

なお、去る5月24日の全員協議会で、議会報特別委員会から報告のありました、議案等に対する各議員の賛否を掲載する件に関連し、正確に賛否を確認するため、議事進行上、現在より長めに採決時間を取ることを確認しています。議員の皆様には、賛成の場合、はっきりと分かりやすく挙手をさせていただきますよう、御協力お願いいたします。

以上、議会運営委員会委員長報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（益田芳子君） 議会報特別委員会、二見委員長、お願いします。

○ 8 番（二見伸吾君） おはようございます。議会報特別委員会の報告をいたします。

3月定例会以降、議会報特別委員会は、3月15日の定例会閉会后、3月29日、4月12日、4月28日及び昨日の6月23日の5回開催をいたしております。

3月15日の委員会では、議会だより（第165号）の執筆者や、発行までの日程を確認いたしました。

3月29日の委員会では、原稿の校正と写真調整を、4月12日の委員会では、初校により、見出しや記事内容などを校正いたしました。

4月28日の委員会では、議案に対する表決結果等の掲載について、協議・決定をいたしました。

昨日、6月23日の委員会では、今定例会の内容をお知らせする議会だより（第166号）の編集に向けて、執筆者の決定や、発行までの日程調整について協議をいたしました。

以上で、議会報特別委員会の報告を終わります。

○ 議長（益田芳子君） 次に、監査委員報告をお願いします。

力山監査委員。

○ 1 2 番（力山 彰君） 皆さん、おはようございます。監査委員報告をさせていただきます。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく例月出納検査ですが、令和4年2月分を3月22日に、3月分を4月20日に、4月分を5月20日に実施いたしました。

なお、2月分及び4月分の出納検査は、代表監査委員土井精二並びに監査委員力山彰の両名が行いました。3月分の出納検査は、代表監査委員土井精二が実施しております。

検査の結果につきましては、お手元に配付しております資料のとおり、いずれも現金の出納事務は適正に処理されていることを認めました。

また、下水道事業企業会計に関しましては、合計残高試算表・日計表・下水道使用料等収納状況一覧表・仕訳日記帳・総勘定元帳の内容も確認しております。

次に、地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査ですが、令和3年度第4期定期監査を、令和4年1月31日から令和4年2月22日まで福祉保健部保険年金課を対象に実施しました。

監査の結果につきましては、お手元に配付している資料のとおり関係書類を検査照合するとともに、所属職員から聴取を行いましたところ、令和3年度に属する事務は、おおむね適正に処理されておりました。

以上、監査委員報告を終わります。

○議長（益田芳子君） 次に、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告をお願いします。

山口議員。

○7番（山口晃司君） 広島県後期高齢者医療広域連合議会、議員報告をさせていただきます。

令和4年3月定例会以降は、広島県後期高齢者医療広域連合議会は、開催されておりませんので、報告事項はございません。

以上で報告を終わります。

○議長（益田芳子君） 以上をもって諸報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 日程第4に入る前に、しばらく休憩いたします。

10時から再開いたします。休憩。

（休憩 午前 9時49分）

（再開 午前10時00分）

○議長（益田芳子君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 日程第4、町長報告を行います。

最初に行政報告からお願いします。

町長。

○町長（佐藤信治君） 改めて、おはようございます。

本定例会は、本日から28日までの2日間の会期ということでございますが、どうかよろしくお願いをいたします。

まず、町長報告であります。その前に本会議中に議案第33号として令和4年度府中町一般会計補正予算（第3号）を提出させていただくことにいたしましたので、その旨お伝えをしておきます。追加議案となりますが、どうかよろしくお願いをいた

します。

それでは、町長報告として、令和3年度歳入歳出決算見込みの概要を報告いたします。

令和3年度の歳入歳出決算については、令和4年5月31日をもって出納閉鎖となり、現時点での令和3年度歳入歳出決算の見込みを御報告いたします。

令和3年度一般会計歳入歳出決算は、歳入総額が217億円、歳出総額213億7,600万円で翌年度へ繰り越すべき財源3,000万円を除き、2億9,400万円の剰余金が生じる見込みとなっております。

財政調整積立基金につきましては、取崩し額はゼロでありまして、令和3年度末の基金現在高は14億6,700万円となる見込みです。前年度末と比較して、1億5,600万円の増加となることとなります。

また、各特別会計及び下水道事業会計においても、適正な予算執行の結果、赤字決算はありませんでした。

なお、決算内容の詳細につきましては9月議会での決算審査等についてで御説明をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（益田芳子君） ただいまの行政報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） ないようでございますので、行政報告を終わります。

続いて、報告第2号、予算の繰越明許の報告について、一般会計をお願いします。
町長。

○町長（佐藤信治君） 報告第2号 令和4年6月24日提出。

予算の繰越明許の報告について（一般会計）。

令和3年度府中町一般会計予算の繰越明許費、繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、報告する。

府中町長 佐藤信治

補足説明は財務部長が行います。よろしくお願いたします。

○議長（益田芳子君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） おはようございます。財務部長です。

報告第2号、予算の繰越明許の報告について（一般会計）を補足して説明します。

本報告は、令和3年度一般会計補正予算、第7号及び第9号において、議決をいただいた繰越明許費について、今年度に入り翌年度繰越額が確定したもので、その内容を報告するものです。

裏面を御覧ください。

令和3年度繰越明許費繰越計算書（一般会計）です。

合計で9つの事業があり、翌年度繰越額の総額は、2億3,574万4,563円です。

それでは事業ごとに御説明します。

款 総務費、項 戸籍住民基本台帳費、住民基本台帳等事務事業は、921万8,110円の繰越しです。個人番号カードを持っている人が、マイナポータルからオンラインで転出届・転入予約を行えるようシステムの改修を行うもので、国の補正予算計上と合わせて3月補正での計上となったため、年度内に事業の完了が見込めず、繰越しを行ったものです。サービスの開始は令和5年2月を予定しています。

続いて、証明書等コンビニ交付事業は、301万4,000円の繰越しです。証明書等コンビニ交付事業の機器更新業務において、デジタル手続法の改正に伴うシステムの改修が、法の施行通知が11月になったことにより遅れたことから、機器更新業務にも遅れが生じ、年度内の完了が見込めず繰越しを行ったものです。事業完了見込みは令和4年8月末です。

款 民生費、項 児童福祉費、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業は、421万2,768円の繰越しです。令和3年度実施の本事業の支給対象者は令和4年3月31日までに生まれた者となっており、出生届を提出する期間を考慮して繰越しを行ったものです。なお、申請期間は令和4年4月28日までで、39人分を支給しています。

款 土木費、項 道路橋りょう費、道路新設改良事業は、2,630万円の繰越しです。内訳は工事が2件となっております。

1件目の宮の町41号線道路改良工事は、電柱の移設に時間を要し、年度内の完了が見込めなかったため繰越しを行ったものです。繰越額は1,630万円です。なお、工事は既に完了しています。

2件目の柳ヶ丘49号線道路改良工事は、国の補正に合わせ3月補正で計上したも

ので、年度内の完了が見込めないことから繰越しを行ったものです。繰越額は1,000万円で、事業完了見込みは令和5年3月末です。

続いて、狭あい道路整備等促進事業は、800万6,900円の繰越しです。

土地所有者との協議を経て、令和3年12月議会に補正計上した事業で、年度内の完了が見込めないため繰越しを行ったものです。事業完了見込みは令和4年7月末です。

項 都市計画費、向洋駅周辺土地区画整理事業は、1億174万9,144円の繰越しです。このうち物件移転補償費については、国の補正予算に合わせ3月議会に補正予算として計上した事業で、年度内に事業の完了が見込めないため、繰越しを行ったものです。また、工事請負費と委託料については、地権者との協議により事業開始までに時間を要したため、年度内での事業の完了が見込めず、繰越しを行ったものです。事業完了見込みはいずれも令和5年3月末です。

続いて、県施行街路事業負担金事業は、693万8,175円の繰越しです。県施行の青崎池尻線街路事業の用地交渉が遅れていることから、県予算において繰越しが行われたため、町の負担金も同様に繰越しを行ったものです。事業完了見込みは令和5年3月末です。

続いて、広島市東部地区連続立体交差事業は、7,089万3,466円の繰越しです。当該事業においては令和3年度執行分について、一部調整の必要が生じたため、令和4年度執行分と合わせて事業を実施するため、県予算において繰越しが行われました。よって町の負担金についても併せて繰越しを行ったものです。事業完了見込みは令和5年3月末です。

款 教育費、項 社会教育費、府中公民館等改築事業は541万2,000円の繰越しです。府中公民館等の改築に併せて、歴史民俗資料館を解体するための調査設計業務を委託していますが、県の河川担当課との協議に時間を要し、年度内での完了が見込めず、繰越しを行ったものです。なお業務完了見込みは令和4年8月末です。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） ないようでございますので、本件についての報告は終わります。

次に参ります。

続いて、報告第3号、予算の繰越しの報告について（下水道事業会計）をお願いします。

町長。

○町長（佐藤信治君） 報告第3号 令和4年6月24日提出。

予算の繰越しの報告について（下水道事業会計）。

令和3年度府中町下水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について報告があったので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、報告する。

府中町長 佐藤信治

補足説明は財務部長が行います。よろしくお願ひいたします。

○議長（益田芳子君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

報告第3号、予算の繰越しの報告について（下水道事業会計）を補足して説明します。

それでは、裏面を御覧ください。

令和3年度下水道事業会計予算繰越計算書、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額です。

款 資本的支出、項 建設改良費、管路建設改良費は、翌年度繰越額2億5,716万2,000円です。内訳は、工事請負費が3件、委託料1件の計4件となります。

内容について御説明します。

工事の1件目、関連公共下水道503-3築造工事（山田二丁目地区）は、工事に支障となる水道管・ガス管等の移設に時間を要したことから、年度内での工事の完了が見込めず、繰越しを行ったものです。繰越額は、6,010万円です。

工事の2件目、府中1号幹線改築工事（その5）は、令和4年3月議会で補正予算の議決をいただいたもので、国の交付金の採択の見込みが立ったため令和4年度分の事業を前倒ししたものです。年度内に工事の完了が見込めないため、繰越しを行ったものです。繰越額は1億9,400万円です。

工事の3件目、千代幹線改築工事は国庫補助金を有効活用するため、令和3年度補助事業分の一部を繰越しして令和4年度に実施するものです。繰越額は134万6,000円です。

次に、委託料として府中1号幹線改築工事（その5）の設計積算に係る材料の単価調査委託料について、工事と同様に令和4年3月議会で補正予算の議決をいただき、工事と同様に繰越しを行ったものです。繰越額は171万6,000円です。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） ないようでございますので、本件についての報告は終わります。

次に参ります。

続いて、報告第4号、予算の事故繰越しの報告について（一般会計）をお願いします。

町長。

○町長（佐藤信治君） 報告第4号 令和4年6月24日提出。

予算の事故繰越しの報告について（一般会計）。

令和3年度府中町一般会計予算の事故繰越し繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により、報告する。

府中町長 佐藤信治

補足説明は、財務部長が行います。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

報告第4号、予算の事故繰越しの報告について（一般会計）を補足して説明します。本報告は、年度内に着手し、かつ完了を予定していましたが、その後不測の理由により完了できなかった事業について、その内容を報告するものです。

裏面を御覧ください。

令和3年度事故繰越し繰越計算書（一般会計）です。

2つの事業があり、翌年度繰越額の総額は、189万5,520円です。2つとも

同様の理由により事故繰越しとなったため、一括して御説明します。

款 教育費、項 社会教育費、府中公民館等改築事業は、97万5,260円、公民館管理運営事業は92万260円の繰越しです。

府中公民館と府中南公民館にキャッシュレス機能つき券売機を導入する予定でしたが、半導体不足の影響により、納入に想定外の時間を要したため事故繰越しとなったものです。

府中公民館等改築事業が府中公民館に、公民館管理運営事業が府中南公民館に券売機を導入する費用となります。

なお、券売機本体は令和4年4月4日に納品されておりますが、キャッシュレス機能がまだ完備されておられません。キャッシュレス機能の運用は、当該部品装着後の10月以降に開始する予定です。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

○議長（益田芳子君） 11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 券売機を導入する予定がちょっと部品が入らないので遅れるということですが、実際今の説明はキャッシュレス機能が使えないよという説明だったんですけど、実際今、納品はされていますけど、券売機自体使っていないと思うんです。だからキャッシュレス機能だけじゃなくて券売機自体を、私、府中公民館のほうしか知らないんですけど、布をかけて使えない状況になっていると思うんで、ちょっと今の説明自体はキャッシュレス機能だけ使えないいうふうに聞こえたので、ちょっとその辺どういうふうな具合になっているのかと、それで実際今どういうふうな収納になっているのかということ。

それと、府中公民館と南公民館で若干金額違うんですよね。5万5,000円ぐらい違うんですが、それがどうして違うんかいうのをちょっと、2点ほどお願いします。

○議長（益田芳子君） 社会教育課長。

○社会教育課長（山本進一君） 社会教育課長です。

寺尾議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員の御指摘のとおり、券売機の本体につきましては、納品が完了しております、設置・運用ができる準備を整えております。今、機器自体が使えるよう業者との調整

とあと財務規則等で問題がないかという等の準備をしているところで使えるようにしたいと今、考えております。

繰越額の金額の差異につきましては、府中公民館の券売機につきましては、専用の台が必要ということで、府中公民館のみ専用台をつけたことで金額が増えております。南公民館はその専用の台が必要でなかったため、購入費用に入れていないということでございます。

以上です。

○議長（益田芳子君） 11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） キャッシュレス機能はちょっと時間かかるけど、券売機自体は使えるということですが、それいつから使えるようになるんですか。

○議長（益田芳子君） 社会教育課長。

○社会教育課長（山本進一君） 社会教育課長です。

現在手続をしているんですが、早ければ6月にはと思っているんですが、少しちょっと時間が今かかっておりますので、速やかに使えるようにしていきたいと思っております。先ほど御質問あった納付につきましては、今までどおりですね、納付書により使用料のお支払いとしていただいております。

説明は以上です。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） ないようでございますので、本件についての報告を終わります。次に参ります。

続いて、報告第5号、府中町土地開発公社の経営状況についてをお願いします。

町長。

○町長（佐藤信治君） 報告第5号 令和4年6月24日提出。

府中町土地開発公社の経営状況について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、府中町土地開発公社の経営状況を次のとおり報告する。

府中町長 佐藤信治

補足説明は総務企画部長が行います。よろしくお願いたします。

○議長（益田芳子君） 補足説明。

総務企画部長。

○総務企画部長（増田康洋君） おはようございます。総務企画部長です。

報告第5号、府中町土地開発公社の経営状況についてに関し、補足して説明いたします。

府中町土地開発公社では、令和4年度予算に関し、令和4年3月30日に、また、令和3年度決算に関し、令和4年5月25日に、それぞれ理事会を開催し、議決を受けています。

それではまず、令和3年度決算から御説明いたします。

2ページをお願いいたします。

令和3年度に行った、事業の概況が記載されています。

1、総括の（1）公有地売却事業において、向洋駅周辺土地区画整理事業に供する土地として、2件の売却を行っています。1件は、事業用地として、面積80.68平方メートル、金額4,229万7,360円により、もう1件は、小宅地対策用地として、面積127.85平方メートル、金額7,516万1,890円により、それぞれ売却を行っています。

（2）当年度末公有地保有状況は、面積3,423.02平方メートル、金額7億3,325万4,140円となっています。

3ページをお願いします。貸借対照表です。

まず、資産の部です。

1、流動資産の（1）、現金及び預金は、475万9,049円となっています。

（3）公有用地は、先ほど御説明をいたしましたとおり、7億3,325万4,140円となっています。

流動資産合計は、7億3,801万3,189円となっています。

2、固定資産です。

（2）無形固定資産のソフトウェア41万5,800円は、平成30年度に購入した公社財務システムの減価償却後の残存価格で、無形固定資産合計も同額となっています。

（3）投資その他の資産の長期性預金500万円は、基本財産としての町からの出資金で、投資その他の資産合計も同額となっています。

固定資産合計は541万5,800円で、先ほどの流動資産と合わせた資産合計は

7億4,342万8,989円となっています。

次に、負債の部です。

1、流動負債の(1)預り金は、役員報酬に係る源泉所得税で、1,020円となっており、流動負債合計も同額となっています。今後納付を行うものです。

2、固定負債の(1)長期借入金は、金融機関からの借入金残高で、5億8,101万2,000円となっています。

(2)預り保証金は、保有土地の賃貸事業における保証金、いわゆる敷金で、22万4,592円となっています。

固定負債合計は、5億8,123万6,592円で、先ほどの流動負債と合わせた負債合計は5億8,123万7,612円となっています。

次に、資本の部です。

1、資本金の、(1)基本財産、500万円は、町からの出資金で、先ほどの資産の部、2、固定資産の(3)投資その他の資産における長期性預金と同額となっており、基本財産合計も同額となっています。

2、準備金の(1)前期繰越準備金は、令和2年度から繰り越した金額を計上しており、1億5,627万6,844円となっています。(2)当期純利益は、当期の損益計算上の利益を計上したもので、91万4,533円となっています。

準備金合計は、1億5,719万1,377円で、先ほどの資本金と合わせた資本合計は、1億6,219万1,377円となっています。負債の部と資本の部を合わせた負債資本合計は、7億4,342万8,989円で、資産の部合計額と一致をしています。

続いて、4ページ、5ページは財産目録ですが、3ページ、貸借対照表の内訳を記載したものですので、説明は省略をいたします。

6ページをお願いします。キャッシュ・フロー計算書です。

当書類は、3ページの貸借対照表の資産の部、1、流動資産の(1)現金及び預金、475万9,049円の内訳を示すものとなっています。

1、事業活動によるキャッシュ・フローです。

公有用地取得事業収入は、公有地売却事業で得た収入1億1,745万9,250円を計上しています。

公有地取得事業支出は、支払い利息などの支出、マイナス94万5,828円を計

上しています。

その他事業収入は、保有土地の賃貸事業収入で、敷金を含め、157万2,144円を計上しています。

人件費支出は、役員報酬で、マイナス4万6,680円、その他業務支出は、公社財務システム保守点検などの事務費で、マイナス14万8,275円を計上しています。小計、1億1,789万611円に、預金に係る受取利息556円を加算した、事業活動によるキャッシュ・フロー計は、1億1,789万1,167円を計上しています。

3、財務活動によるキャッシュ・フローです。

長期借入れによる収入が、8,800万円、長期借入金の返済による支出が、マイナス2億544万9,000円、差引きマイナス1億1,744万9,000円を財務活動によるキャッシュ・フロー計として計上をしています。

4、現金及び現金同等物増加額または減少額は、1と3の合計で、44万2,167円を計上しています。

5の現金及び現金同等物期首残高、すなわち昨年度決算における期末残高、431万6,882円と4との合計が、6の現金及び現金同等物期末残高で、475万9,049円を計上しています。

7ページをお願いします。損益計算書です。

当書類は、3ページ、貸借対照表の資本の部、2、準備金の(2)当期純利益、91万4,533円の内訳を示すものとなっています。

1、事業収益の(1)公有地取得事業収益は、公有地売却事業で得た収入1億1,745万9,250円を計上しています。(2)附帯等事業収益は、保有土地の賃貸事業収入で、134万7,552円を計上しており、事業収益合計は、1億1,880万6,802円を計上しています。

2の事業原価は、公有地取得事業に要した原価で収益と同額、1億1,745万9,250円を計上しています。事業収益と事業原価の差引き、事業総利益は134万7,552円を計上しています。

3、販売費及び一般管理費は、役員報酬や減価償却費などで、43万3,575円を計上しており、事業総利益との差引き、事業利益は、91万3,977円を計上しています。

4、事業外収益は、預金に係る受取利息で、556円を計上しています。

事業利益に事業外収益を加算した、経常利益は、91万4,533円を計上しており、同額が当期純利益となっています。

8ページから13ページは、ただいま御説明をいたしました決算に係る附属明細書となっております。参考にしていただければと思います。

それでは、続きまして、令和4年度予算について御説明をいたします。

14ページから令和4年度の予算書となっております。

15ページをお願いします。

第2条、事業計画の1、公有地売却事業は計上がございません。2、附帯等事業として、保有土地の賃貸事業における公租公課、25万円を計上しています。

16ページをお願いします。

第3条は、収益的収入及び支出です。保有土地の賃貸収入や、事務的な経費などを計上をしています。

17ページをお願いします。

第4条は、資本的収入及び支出です。長期借入れに係る経費や、借入れを償還する経費などを計上をしております。

18ページをお願いします。

第5条は、長期借入金に係る目的や限度額などを記載をしております。

19ページをお願いします。

第6条は、資金計画です。

第3条、第4条に計上した金額などを、受入れ・支払い別に計上をしております。受入資金が3億7,310万1,000円、支払資金が3億6,384万7,000円、差引き925万4,000円となっています。

補足説明は以上です。よろしくをお願いします。

○議長（益田芳子君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

14番齋藤議員。

○14番（齋藤 昇君） 14番齋藤なんですが、2ページですかね、いわゆる総括いう形で公有地売却事業ということでこれは2件ほど売却を行われたということなんですが、この2件というのは多分向洋駅の北口のほうじゃないか思うんですが、その場所は

大体どの辺であるかと、それからこの売却を行ったところの今後の予定というか、例えばビルが建つとかマンションが建つとかそういうあれが分かれば教えてください。

以上です。

○議長（益田芳子君） 都市整備課長。

○建設部次長兼職都市整備課長（磯亀 智君） 都市整備課長兼職次長でございます。

齋藤議員の御質問に対して御答弁させていただきます。

まず、公有地売却事業において公社のほうで町に売却を行った箇所でございますが、1つがですね、小宅地対策用地として桃山一丁目の127.85平方メートルの売却を行っています。これにつきましては、区画整理事業の20街区の方に換地を行っている状況でございます。

もう一つの減価補償用地として、向洋駅前の有料駐車場、以前パチンコトローヨーがあった箇所の売却について、これを80.68平方メートル売却し、これにつきましてはの残りが404.06平方メートル残っている状況でございます。これにつきましては先ほど言った減価補償用地なので、新たにそこを使ったり、そこに新たな建物が建ったりとかそういうことはございません。

説明は以上でございます。

○議長（益田芳子君） よろしいですか。

14番齋藤議員。

○14番（齋藤 昇君） 齋藤なんですが、ちょっと僕も桃山一丁目の方を今言われたんですが、私自身が少し理解ができなかったもので、ちょっともう一度お願いできませんか。

○議長（益田芳子君） 都市整備課長兼職次長。

○建設部次長兼職都市整備課長（磯亀 智君） 都市整備課長兼職次長です。

桃山一丁目の土地につきましては、小宅地対策用地としてですね、土地区画整理事業においては面積が小さな宅地が減歩によって利用効果が低下してしまうことから、公社のほうで小宅地対策用地として先行取得して町が再取得して希望する対象者にそれを売却するようになります。基本的には換地の間に小宅地対策用地というのがございますので、その隣の換地所有者に購入希望を聞いてですね、それを希望があれば売却するという形になります。

説明は以上です。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） ないようでございますので、本件についての報告を終わります。

以上で行政報告を終わります。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 日程第5、報告第6号、専決処分の承認についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 報告第6号 令和4年6月24日提出。

専決処分の承認について。

令和4年度府中町一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年5月31日に次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

府中町長 佐藤信治

補足説明は財務部長が行います。よろしくお願ひします。

○議長（益田芳子君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

報告第6号、専決処分の承認についてを補足して説明します。

令和4年度府中町一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年5月31日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めます。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、食材等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給し生活を支援する事業について、当該事業は、全額を国庫補助で実施する事業であり、速やかに実施する必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分を行ったものです。

専決処分の内容です。

令和4年度府中町一般会計補正予算（第1号）です。

令和4年度府中町の一般会計補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,340万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ179億6,173万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、第1条、歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明します。

5ページをお願いします。

歳入です。

款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 民生費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金は、歳出、民生費に補正計上しています、職員給与費事業（児童措置費）及び子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の特定財源で、5,340万6,000円の増額補正です。補助率は10分の10です。

6ページ、歳出です。

款 民生費、項 児童福祉費、目 児童措置費、職員給与費事業（児童措置費）は、60万円の増額補正です。

次の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る職員の時間外手当等を計上しています。

続いて、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業は、5,280万6,000円の増額補正です。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、国は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（児童1人当たり一律5万円）をプッシュ型で給付することを盛り込んだ令和4年度緊急対策を決定し、そのための国の予備費の支出について4月28日に閣議決定しました。

この事業の支給対象者は、独り親世帯とそれ以外の世帯とに分けられます。独り親世帯分の支給対象者については、令和4年4月分の児童扶養手当を受けている世帯に対しては、可能な限り6月までに支給することとなっており、当町においても申請が不要なプッシュ型で6月24日、これは本日となりますが、支給をいたします。また、公的年金等の受給により児童扶養手当を受給していない者、及び、コロナの影響によ

り直近の収入が児童扶養手当受給者と同水準に下がっている者についても対象となり、こちらは申請が必要です。

独り親世帯以外分の支給対象者は、令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者が対象となり、こちらも申請が不要なプッシュ型で7月下旬の支給を目指しています。

その他、令和4年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児の場合は20歳未満）の養育者で、令和4年度住民税均等割が非課税である者、または、コロナの影響で家計が急変し、令和4年度住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者、家計急変者と申します、が対象となり、こちらは申請が必要となります。

また、令和4年4月以降、令和5年2月末までに生まれた新生児も対象となります。

いずれも支給額は児童1人当たり5万円です。独り親世帯分として児童500人分、それ以外の世帯分として児童500人分、合計1,000人分として、子育て世帯生活支援特別給付金5,000万円を計上しています。

また、子育て世帯支援特別給付システム改修委託料199万8,000円のほか、事業実施に必要な経費を計上しています。

特定財源として、さきの職員給与費事業（児童措置費）も合わせて、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金が全額充当されます。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括で行います。

5ページと6ページの歳入歳出について一括で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~〇~~~~~

○議長（益田芳子君） 日程第6、報告第7号、専決処分の承認についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 報告第7号 令和4年6月24日提出。

専決処分の承認について。

府中町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年3月31日に次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は財務部長が行います。よろしくお願ひします。

○議長（益田芳子君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

報告第7号、専決処分の承認について（府中町税条例の一部改正について）を補足して説明します。

報告第7号参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、府中町税条例の一部を改正するものです。この専決処分による条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年4月1日に施行されるのに伴い、府中町税条例の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、町長の専決処分により改正し、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものです。

2、改正事項の概要です。

町民税関係、固定資産税関係の2点ありますが、町民税関係については法律等の改

正に伴う条番号等の整理のみとなります。

固定資産税関係について御説明します。

(1) は地方税法に定める参酌値が4分の3から5分の4に変更されたことに伴い、下水道除害施設に対する固定資産税の特例割合を5分の4に変更するものです。なお府中町に該当はございません。

(2) は地方税法で新設された貯留機能保全区域の指定を受けた土地に対する固定資産税の特例措置について、特例割合を4分の3とするものです。こちらも府中町には該当はございません。

(3) は令和4年度に限り、商業地等に係る固定資産税の課税標準額について、令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%を加算した額を上限額とするものです。現行の5%を2.5%に引き下げるものです。

(4) は法律等の改正に伴い引用する条番号等を整理するものです。

3、施行期日等です。

施行期日は、令和4年4月1日です。ただし、改正後の規定は令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例によります。

4、専決処分年月日は令和4年3月31日です。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（益田芳子君） 日程第7、報告第8号、専決処分の承認についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 報告第8号 令和4年6月24日提出。

専決処分の承認について。

府中町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年3月31日に次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は財務部長が行います。よろしくお願いたします。

○議長（益田芳子君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

報告第8号、専決処分の承認について（府中町都市計画税条例の一部改正について）補足して説明します。

報告第8号参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、府中町都市計画税条例の一部を改正するものです。この専決処分による条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年4月1日に施行されるのに伴い、府中町都市計画税条例の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、町長の専決処分により改正し、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものです。

2、改正事項の概要です。

（1）は地方税法で新設された貯留機能保全区域の指定を受けた土地に対する特例措置について、特例割合を4分の3とするものです。報告第7号と同様、府中町に該

当はございません。

(2) は令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額について、令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%を加算した額を上限額とするものです。

(3) は法律等の改正に伴い引用する条番号等を整理するものです。

3、施行期日等です。

施行期日は、令和4年4月1日です。ただし、改正後の規定は令和4年度以後の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例によります。

4、専決処分年月日は、令和4年3月31日です。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） ここで、休憩いたします。

再開は11時10分からいたします。休憩。

（休憩 午前11時00分）

（再開 午前11時10分）

○議長（益田芳子君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 日程第8、報告第9号、専決処分の承認についてを議題に供し

ます。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 報告第9号 令和4年6月24日提出。

専決処分の承認について。

府中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年3月31日に次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は財務部長が行います。よろしくお願いたします。

○議長（益田芳子君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

専決処分の承認について、府中町国民健康保険税条例の一部改正についてを補足して説明します。

報告第9号参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、府中町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

この専決処分による条例改正は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4年4月1日に施行されるのに伴い、府中町国民健康保険税条例の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、町長の専決処分により改正し、同条第3項により議会に報告し、承認を求めるものです。

2、改正事項の概要です。

基礎課税額の課税限度額を現行の63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を現行の19万円から20万円に引き上げるものです。

3、施行期日等は令和4年4月1日です。ただし、改正後の規定は、令和4年度以

後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例によることとしています。

専決処分年月日は令和4年3月31日です。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 11番寺尾です。

これ、専決処分ということで国の施行令の改正がされたので、それに伴って町も変えるということですが、内容は国保税の賦課限度額を63万円から65万円、2万円引上げすると。そして後期高齢者の支援金についても1万円引き上げるということで、値上げの話になりますね。ということで、今、コロナ状況下の中において、どうしてこう引上げがされたのかという、国の考え方が分かればちょっと説明いただければうれしいなと思います。

それとあと、府中町にとってこの引上げに伴って影響額、該当者世帯数ということになるんですか、どの程度の方が最高限度額の引上げに関わる人がいらっしゃるって、その影響額はどの程度なるのかというのを数字で御説明ください。

○議長（益田芳子君） 税務課長。

○税務課長（藤田正明君） 税務課長です。

寺尾議員の質問にお答えします。

影響につきましてですけれども、合計99万円のところが102万円となるため、この影響世帯は約50世帯で、影響の金額は約150万円となります。この値上げにつきましては、国からの指示というか通知によるものなので、その内容についてはちょっと把握はしておりません。申し訳ありません。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(益田芳子君) 日程第9、第25号議案、令和4年度府中町一般会計補正予算(第2号)を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(佐藤信治君) 第25号議案 令和4年6月24日提出。

令和4年度府中町一般会計補正予算(第2号)。

令和4年度府中町の一般会計補正予算(第2号)は、次の定めるところによる。

(歳入歳出決算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,046万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ180億7,219万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

府中町長 佐藤信治

補足説明は財務部長が行います。よろしくお願ひします。

○議長(益田芳子君) 補足説明。

財務部長。

○財務部長(胡子幸穂君) 財務部長です。

第25号議案、令和4年度府中町一般会計補正予算(第2号)について、補足して説明します。

それでは、第1条、歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明します。

5ページをお願いします。歳入です。

款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 民生費国庫負担金、子ども・子育て支援交

付金は、歳出・教育費に補正計上している放課後児童クラブ（留守家庭児童会）事業の特定財源で、27万4,000円の増額補正です。負担率は3分の1です。

項 国庫補助金、目 衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金は、歳出、衛生費に補正計上している、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の特定財源で677万6,000円の増額補正です。補助率は10分の10です。

目 教育費国庫補助金の節 小学校費補助金及び節 中学校費補助金にそれぞれ計上している学校保健特別対策事業費補助金は、歳出、教育費に補正計上している、小学校費・中学校費の保健管理事業と給食事業の特定財源で、405万円と180万円の増額補正です。補助率は2分の1です。

目 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、8,085万4,000円の増額補正です。

新型コロナの感染拡大防止及び感染拡大の影響を受ける地域経済・住民生活の支援に資する事業、さらに原油価格・物価高騰に直面する生活者や事業者の支援等を対象とした交付金で、補助率は10分の10です。民生費、土木費、教育費に所要の事業費を計上しています。なお、名称が長いため、これ以降、コロナ交付金と省略することとします。

6 ページです。

款 県支出金、項 県負担金、目 民生費県負担金、子ども・子育て支援交付金は、歳出、教育費に補正計上している放課後児童クラブ（留守家庭児童会）事業の特定財源で、27万4,000円の増額補正です。負担率は3分の1です。

款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整積立基金繰入金、財政調整積立基金からの繰入金は、本補正予算に必要な一般財源を措置するもので、925万円の増額補正です。

款 諸収入、項 雑入、目 雑入、各種保険金は、町が保険として加入している一般財団法人全国自治協会建物災害共済の共済金で、352万円の増額補正です。歳出、農林業費に補正計上している、水分峡森林公園等維持管理事業に全額充当されます。

続いて、宝くじコミュニティ助成金は、340万円の増額補正です。この助成金は、宝くじの社会貢献・広報事業として、活力ある地域づくりなどに対し、一般財団法人自治総合センターから交付されるもので、助成率は10分の10です。

歳出、総務費の地域コミュニティ活動支援事業、消防費の常備消防活動事業及び防災・減災推進事業に所要の事業費を計上しています。

続いて、消防団員退職報償金は、消防団員に退職報償金を支給することに伴い、消防団員等公務災害補償等共済基金から、同額が町に支払われるもので、26万4,000円の増額補正です。

7ページから歳出です。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費、地域コミュニティ活動支援事業は、250万円の増額補正です。

町内会からの申請に基づき、一般財団法人自治総合センターにコミュニティ活動備品の申請を行い、助成金の交付決定を受けたことから、町内会地域活動促進事業補助金を増額補正するものです。

補助対象は1つの町内会で、浜田二丁目町内会に250万円です。掲示板の更新や集会所備品の整備等により町内の環境整備や集会所の利用環境の向上を図ります。特定財源として、宝くじコミュニティ助成金が全額充当されます。

目 諸費、過誤納還付金事業は、過誤納還付金、288万4,000円の増額補正です。

令和3年度に概算交付を受けた子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金について実績報告に伴い、国への返還金が生じたため、増額補正するものです。

目 コミュニティバス運営費、コミュニティバス等運行事業は、429万4,000円の増額補正です。

令和4年3月18日の公共交通協議会で審議・承認を得て、5月24日の全員協議会で説明をいたしました公共交通不便地域等におけるデマンドタクシーの実証運行・本運行に係る事業費です。

内訳は、デマンドタクシー時刻表の印刷製本費、9万9,000円及び、令和4年8月からの2か月間の実証運行、10月から令和5年3月までの6か月間の本運行に係る運行負担金419万5,000円です。

8ページです。

款 民生費、項 社会福祉費、目 老人福祉センター費、老人福祉センター維持管理事業は、329万5,000円の増額補正です。

コロナ禍において厳しさを増している、経済・生活問題等に起因する心のケア対策

として、福寿館2階の会議室を改修し、こころの相談室を設置します。また、福寿館利用者の感染防止対策として、館内の給湯室等の蛇口をレバーハンドルに切り替えます。また、災害時は福祉避難所となることから、教養娯楽室の換気機能の向上、ブラインドの整備などを行い、避難所としての環境整備を図ります。特定財源としてコロナ交付金を全額充当します。

目 障害福祉費、障害者福祉一般事務事業は、207万2,000円の増額補正です。

産前産後休暇及び育児休業を取得する職員の代替として、会計年度任用職員（月額・保健師）を任用するものです。7月から年度末までの9か月分の月額報酬のほか、必要な経費を計上しています。

項 児童福祉費、目 保育所費、保育施設等給食費補助事業は、552万8,000円の増額補正です。

令和4年4月26日の原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議においてコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策がまとめられ、その中でコロナ交付金が拡充されコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分が創設されました。特に、学校給食等の負担軽減等として、これまでどおり栄養バランスや量を保った学校給食等が実施されるよう、コロナ交付金を拡充・活用し、コロナ禍において物価高騰等に直面する保護者の負担軽減に向けた自治体の取組を促すとされています。

当町においても町内保育施設等の安定的な給食実施に当たり、保護者負担が増加することのないよう保育施設等に対して、補助金を支給するものです。

補助単価の積算については、消費者物価指数を参考に園児1人当たりの月額上昇見込額を算出し、上昇見込み分の1人当たりひと月分の副食費310円、主食20円を、保育施設等が提供する給食の日数に応じて案分した額を補助します。

補助対象期間は令和4年4月分から令和5年3月分までです。

補助対象施設は12施設、対象園児数は約1,500人です。

特定財源としてコロナ交付金を全額充当します。また、教育費にも学校給食費補助事業として同様の事業を計上しています。

9ページです。

款 衛生費、項 保健衛生費、目 予防費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、677万6,000円の増額補正です。

新型コロナウイルスワクチンを保管していく上での停電対策として、専用冷凍庫用の非常用電源を整備するものです。現在、専用冷凍庫4台で保管しているため4台分を計上するものです。

新型コロナウイルスワクチンについては、ファイザー社製の場合は摂氏マイナス90度から摂氏マイナス60度での保管が必要ですが、専用の蓄冷剤が個別に送付されていたため、停電があってもしばらくは摂氏マイナス60度を確保することが可能であり、非常用電源なしでも運用が可能でした。これに対し、3回目接種分から送付されているモデルナ社製ワクチンについては、摂氏マイナス25度から摂氏マイナス15度での保管が必要ですが、この温度帯に対応する蓄冷剤は製造されていません。

コロナの影響が今後も長引き、ワクチン接種についても3回目・4回目と続いていくこと、夏場の出水期を迎えると災害・停電が懸念されること、また専用の蓄冷剤があるとはいえ、ファイザー社製ワクチンについても非常用電源があったほうがより望ましいことなどから、今回整備を行うものです。特定財源として新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金が全額充当されます。

目 母子保健費、母子保健一般事務事業は、322万5,000円の増額補正です。

新型コロナウイルス感染症対策として、会計年度任用職員の保健師及び事務職員を1名ずつ雇用するものです。

長引くコロナ禍の中で産後ケア事業の利用が増加しているため、専任の保健師を1名追加配置するものです。不安が増大している妊産婦に対して細やかな個別相談等に対応するなど、コロナ禍でも安心して育児ができるような支援を行います。

また、コロナ禍における母子保健事業の業務内容全体が、個別支援が主たる業務となっており、業務の負担が大きくなっていることから、事務作業を行う事務員1人を増員し、保健師の負担軽減を図ります。

特定財源としてコロナ交付金を全額充当します。

続いて、妊婦特別定額給付金給付事業は、4,106万円の増額補正です。

コロナ禍の中、出産された方、または、妊娠された方に感染症対策として必要な物品購入や、産前産後サービス利用等のための給付金として、対象者1人当たり妊娠1回につき5万円を支給し、安心して出産及び産後の育児ができるよう支援します。

本事業は、令和2年度及び令和3年度に実施していますが、コロナの影響が長引く中、今年度においても、町の独自施策として、対象基準を昨年度と同様にして、同額

の給付金を支給するものです。

給付の対象者は、令和4年6月5日から令和5年12月3日に出産予定の方です。これは昨年度事業の期間外となった令和4年6月5日出産予定の方から、今年度末の令和5年3月31日までに妊娠届を提出、または転入された妊婦を対象とし、昨年度事業の対象基準と同様に期間を設定したものです。特定財源としてコロナ交付金を全額充当します。

10ページです。

款 農林業費、項 林業費、目 林業振興費、水分峡森林公園等維持管理事業は、352万円の増額補正です。

水分峡森林公園内、憩いの森広場駐車場のあずまや及びトイレが倒壊・破損したために復旧するものです。

本件概要について御説明します。

令和3年10月16日から翌日17日16時までの間に、何者かが当時現場に駐車してあった林道呉娑々宇線災害復旧工事の工事車両を使い、あずまや及びトイレに激突等を行い、倒壊・破損に及んだものと思われま。事案発生後、警察への届出を行った上、原因者の特定に努めてまいりましたが、発見には至っていない状況です。

当該箇所については、現在も呉娑々宇林道改良工事を実施しており、一般の方の立入りは難しい状況ではございますが、おおむね9月末には立入りが可能となることから、あずまやの撤去及び設置と破損トイレの撤去を行うものです。

特定財源として、各種保険金の一般財団法人全国自治協会建物災害共済の共済金が全額充当されます。

款 土木費、項 都市計画費、目 公園費、公園維持管理事業は、872万2,000円の増額補正です。

コロナ禍において屋外での活動が増加し、公園利用者も増加傾向にある中、感染症対策として、公園内のトイレの外側にある手洗い水栓を自動水栓に交換するものです。

トイレが設置してある町内12か所の都市公園及び19か所の地域の公園を対象とし、手洗い場の水栓を自動水栓とします。

感染症対策としてコロナ交付金を全額充当します。

11ページです。

款 消防費、項 消防費、目 常備消防費、常備消防活動事業は、40万円の増額

補正です。

こんごうさくら保育園の幼年消防クラブ活動用資機材として鼓笛隊セットとはっぴ30着を整備するものです。防火思想の普及及び啓発活動の一環として、宝くじコミュニティ助成金が全額充当されます。なお、内容については園と協議済みです。また、町内の他の保育園・幼稚園等については既に整備済みです。

目 非常備消防費、消防団活動事業は、消防団を退職する方に、条例に基づき退職報償金を支給するもので、1名分26万4,000円の増額補正です。特定財源として消防団員退職報償金が全額充当されます。

目 災害対策費、防災・減災推進事業は、50万円の増額補正です。

町内会からの申請に基づき、一般財団法人自治総合センターに地域防災を支援するための防災活動に必要な資機材について申請を行い、助成金の交付決定を受けたことから、増額補正するものです。

補助対象団体は、「市」町内会、これは町内会さんの名称がいちという町内会さんです。内容はポータブル発電機やレスキューキット等を整備します。

特定財源として、宝くじコミュニティ助成金が全額充当されます。

12ページです。

款 教育費、項 教育総務費、目 事務局費、学校給食費補助事業は、1,254万7,000円の増額補正です。

先ほど御説明した保育施設等給食費補助事業と同様、学校給食における食材高騰に対応し、保護者の負担が増加することなく安定的に給食を実施するため、補助金を支給するものです。

補助単価の積算については、消費者物価指数を参考に、小学校は1食当たり15円、中学校は1食当たり16円の食材高騰分を補助するものです。

児童生徒の給食費は現状のままとし、学校に食材高騰分を補助することで、保護者の負担を増加することなく、これまでどおり栄養バランスや量を保った学校給食を実施します。

補助対象期間は令和4年4月分から令和5年3月分までとします。

コロナ禍における原油価格・物価高騰等対応分として拡充されたコロナ交付金を全額充当します。

項 小学校費、目 学校管理費、小学校保健管理事業、小学校給食事業及び次の

13ページの、項 中学校費、目 学校管理費、中学校保健管理事業中学校給食事業は、いずれも同じ国の補助事業として補正計上していますので、一括して御説明します。

これらは全て、教育費国庫補助金の学校保健特別対策事業費補助金を活用した新型コロナウイルス感染症の感染防止対策事業として実施するものです。補助基本額は学校規模によって定められており、当町では1校当たり事業費の上限額が180万円と135万円、東小と北小が135万円となっております。

上限額に対し、学校保健特別対策事業費補助金補助率2分の1が充当され、残りの2分の1については感染症対策としてコロナ交付金を充当するものです。

それでは歳出の内容を御説明します。

小学校保健管理事業は、5校分578万8,000円の増額補正です。

感染防止対策用のアルコール、ペーパータオル、ハンドソープ等衛生対策消耗品及び身体測定時の接触と密を回避するためのデジタル身長体重計、家庭科調理実習時の衛生状態の向上のため、まないた・包丁殺菌消毒保管庫等の備品を購入します。

小学校給食事業は、5校分231万2,000円の増額補正です。

衛生対策として給食配膳用の配膳台や、給食調理中に使用するスパテラというものがあります、これは非常に大きなしゃもじといったものですが、このスパテラを一時的に仮置きするための専用のスパテラスタンド等を購入します。

13ページです。

中学校保健管理事業は、2校分215万6,000円の増額補正です。

小学校と同様に感染防止対策消耗品及び備品を購入します。

中学校給食事業は、2校分144万4,000円の増額補正です。

小学校と同様、給食配膳用の配膳台やスパテラスタンド等を購入します。

項 社会教育費、目 社会教育総務費、放課後児童クラブ（留守家庭児童会）事業は、82万3,000円の増額補正です。

各小学校の放課後児童クラブで、衛生用品を購入し感染症対策を推進します。

特定財源として、子ども・子育て支援交付金の国費3分の1、県費3分の1をそれぞれ充当し、残りの3分の1についてはコロナ交付金を充当します。

目 図書館費、図書館活動事業は、35万2,000円の増額補正です。

図書館内には利用者が自由に図書の検索ができる図書検索機（OPAC）が2台設

置されていますが、検索結果についてはメモ紙に利用者が自分で書き取って利用をしている状態です。よって検索機に結果を印刷できるレシートプリンターを設置し、密を避け接触機会を低減するとともに、利便性の向上を図るものです。業務用備品としてレシートプリンター2台、消耗品費としてレシート用の感熱紙代を計上しています。

特定財源としてコロナ交付金を全額充当します。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑は7ページから13ページの歳出からページごとに行います。

まず、7ページで質疑ございますか。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 7ページのデマンドタクシーの部分ですが、これ全協で説明があったものということですが、1つ気になるのが、コミュニティバス運営費という目の中にこの経費を計上されていると。予算自体は款項で目は関係ないっちゃ関係ないんですが、ただ全協で説明があったように、コミュニティバスとこのデマンドタクシーの事業というのは事業目的が違うということなんで、特にコミュニティバスは誰でも乗れると。デマンドタクシーは一定の地域の方の交通不便の解消ということで、その目的が違うので、同じ目に入れるとしてもやっぱりコミュニティバス運営費という名称はどうなのかと。もうちょっと2つのものを1つにするんだったら地域交通とかもっと大きい題での設定の仕方がいいんじゃないかということで、今回すぐにどうのこうのということじゃないんですけど、ちょっとそれは検討いただきたいということで質問したいということです。

それと、あとデマンドタクシーの運営負担金ということで、419万5,000円計上されておりますが、先ほどの説明ではこれは実証運行2か月と本運行が6か月分ということで、8か月分の負担金という説明だったんですけど、全協では519万2,000円というような数字があったり478万7,000円という数字があったり、全協のときの説明となぜ違ったんか説明いただきたいと。割り算したらちょっと高めになっているのかなというふうに思いますので、算定の内容等について説明いただきたいということです。

○議長（益田芳子君） 都市整備課長兼職次長。

○建設部次長兼職都市整備課長（磯亀 智君） 都市整備課長兼職次長でございます。

まず、計上しております補正予算の内訳でございますが、デマンドタクシーの運行に係る運行負担金として、まずデマンドタクシーの運行費用として277万2,000円を計上しています。あと、デマンド管理システムの利用料として70万円、あと諸経費として106万6,000円、合わせてこれが453万8,000円となります。これが支出となるわけでございますが、運賃収入につきましては、全部で1,860人の利用者を見込んで34万3,000円となりまして、これを差引きますと490万5,000円となる状況となっております。これにつきましては、再度運行事業者と協議をして算出した負担金という中身になっております。

また、費目につきましては、現在7ページにもございますが、コミュニティバス等運行事業ということで、一応デマンドタクシーと併せて計上してまいりたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○議長（益田芳子君） 11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 答弁いただいたんですけど、経費についてはですね、数字は言われたんですけど、要は全協のときに示された経費と中身変わった部分があるんかどうかな。だから1年間ベースで言うと519万2,000円というのは変わってないということなんかいうのをちょっと再確認をお願いしたい。

それと、名称のことですけど、私が言っているのは説明のほうじゃなくて、目の明細。款項目の目が一番左側ですね、コミュニティバス、等は入っていないんですね、コミュニティバス運営費という目に入っているのかどうかということなんで、だから目自体の名称変更も考えていただきたいということでこれはちょっと要望したいと思います。ちょっと事業費については変わったのか変わってないのかいうのはちょっと答弁をいただきたい。

○議長（益田芳子君） 都市整備課長兼職次長。

○建設部次長兼職都市整備課長（磯亀 智君） 都市整備課長兼職次長でございます。

全協で説明した数字とですね、やはりちょっと最終的に運行业者と協議した中でですね、若干の数字の誤差が出てきましたんで、それにつきましては御了承していただきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（益田芳子君） 11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） すみません、何回も聞いて申し訳ないですけど、誤差が出てきたというのは増えたか減ったかでいうたら増えたということで、どの程度増えてきたかいうのを教えてください。

○議長（益田芳子君） 都市整備課長兼職次長。

○建設部次長兼職都市整備課長（磯亀 智君） 都市整備課長兼職次長です。

運行事業者等とデマンド管理システム、そこら辺の諸経費等ですね、中身について精査した結果、今の負担金になっておりますので、そういうことで御了承していただけたらというふうに思います。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、次に8ページで質疑ございますか。

4番狩野議員。

○4番（狩野雄二君） 4番狩野です。

老人福祉センター維持管理事業についてお聞きします。

これ、福寿館ということで公共施設ですが、以前公共施設に関しては維持保全計画とかいうのが立てられて、いろいろ内装とかランク分けいうんですかね、そういうのをさして保全計画を立てるということを以前に説明を聞いた記憶があるんですけど、今回部屋を設けるのと、あとは補修を何かされるという話だったんですけど、以前示していただいた維持保全計画と今回の修繕ですかね、その辺っていうのは関係しているのでしょうか。それとも全然別物、そういう保全計画とは別の修繕ですかね。その辺の関係を教えてください。

○議長（益田芳子君） 健康推進課長。

○健康推進課長（塩月久美子君） 健康推進課長です。

狩野議員の御質問なんですけれども、維持保全計画とはちょっとこちらのほうが別物と考えておまして、今回は心のケアというところで、まずそういった相談室をつくりたいって思ったところと、今まで避難所として福寿館2階のほうを活用しておりましたが、その環境がちょっと整っていないということもありまして、この機会に修繕をしたいというふうに考えておりますので、また別物というふうに考えております。

以上です。

○議長（益田芳子君） 4番狩野議員。

○4番（狩野雄二君） 4番狩野です。ありがとうございます。

今の2階のほうは災害時の避難場所になる、それに関して改修されるということなんですけど、逆に福寿館だけでいいのかなと思うんですけど、ほかにも当然災害時いろんな公共施設、そういう場所になるんですけど、今回福寿館だけというのはほかは全部今の状況で問題ないという判断で福寿館だけされるのか、ちょっとその辺、もう少し説明いただければと思います。

○議長（益田芳子君） 健康推進課長。

○健康推進課長（塩月久美子君） 健康推進課長です。

このたびは福寿館だけということで改修することにはしておりますが、全体的な避難所の状況というのは福寿館としては把握しておりませんでしたので、今回はこちらのほうでは福寿館だけということで改修を考えております。

以上です。

○議長（益田芳子君） 危機管理監。

○危機管理監（屋敷 学君） 危機管理監です。

今、避難所の関係どうかという御質問がありましたので、私のほうから回答させていただきます。

避難所はですね、既存の施設をどう使うかということで、今、職員のほうで各施設を回っているところです。特に学校等につきまして、体育館でいいのか、あるいはクーラーがある施設を使えないのかということで、今、出水期を前に急いで回っておりまして、もし施設の不備があるのであればまた同じように町の中で考えさせていただこうと思っています。今のところは既存の施設を何とか利用できないかということで活用したいと思っております。

以上です。

○議長（益田芳子君） よろしいですか。

ほかにございますか。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） ちょっと関連なんですけど、保育所の給食費については助成されるということですが、幼稚園については情報が入っていればちょっと教えていただきたい。

○議長（益田芳子君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（金本智巳君） 子育て支援課長です。

寺尾議員の御質問にお答えします。

幼稚園は、県の所管になるので、この際にですね、ちょっとお聞きしてみたところ、県のほうで準備はされているそうです。

以上でございます。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、次に9ページで質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、次に10ページで質疑ございますか。

4番狩野議員。

○4番（狩野雄二君） 4番狩野です。

水分峡森林公園内の施設改修工事、説明で工事車両により破壊されたっていう警察にも報告されたっていうあるんですけど、工事車両、逆に管理がどうなったのか、鍵がつけっ放しになったのかとかですね、その辺はどのようになっていたのかというのをもう少し詳しく説明していただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（益田芳子君） 環境課長。

○環境課長（砂崎勇介君） 環境課長です。

当該箇所につきましては、工事中ということでですね、一般の方が立入りはできない、立入禁止区域ということで設定されておりました中で車両を勝手に使われたということでございます。立入禁止区域としておりましたので、そういったことを想定してないということで、現場管理には問題なかったというふうに認識をしております。

また、こちらの工事車両につきましては、そういったものを想定してなかったということで、鍵につきましては、確かについておったという状況でございます。

以上です。

○議長（益田芳子君） 4番狩野議員。

○4番（狩野雄二君） ありがとうございます。4番狩野です。

今、鍵はついてたということですけど、これを受けて立入禁止になっていたということで鍵をつけても特に問題ないという判断をされていた、それを受けて結局こういう

事件が起きているんですけど、この事件というか、事故ですかね、これを受けて何か見直しとかされているんですか。また同じように繰り返し起こる可能性があるので、この事件を受けてやっぱり立入禁止になっていても鍵はちゃんと抜いてそういう車両の管理はせにゃいけんとか、何かその辺の見直しをかけられたのかどうか、再発防止について何か手を打たれているのかどうか、教えてください。

○議長（益田芳子君） 環境課長。

○環境課長（砂崎勇介君） 環境課長です。

具体的にですね、では何か文書であるとかなんとかいうことはございませんが、こういった事態を受けまして、こういった工事契約等々を行う場合には業者のほうに徹底するように指導をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（益田芳子君） 4番狩野議員。

○4番（狩野雄二君） 4番狩野です。

たびたびすみません。事業者のほうに徹底指導というのは、それは鍵を外しましよとか何か具体的な指示というのをされるという話なんですか。要するにちょっと聞きよったら何かあまりにもこの事件を受けて何か何も町としては対応してないような気持ちがあるんですよ。もっとちゃんとした管理をするような取決めとかですね、何かその辺が必要でないかと思うんですけど、ちょっとその辺が甘いんじゃないかと思うんですけど、それについての御意見お聞かせください。

○議長（益田芳子君） 建設部長。

○建設部長（井上貴文君） 建設部長です。

ただいまの狩野議員からの御質問にお答えいたします。

当該案件につきましては、平成30年7月豪雨以降、令和2年、令和3年と引き続き災害が起こっております林道の中でこういった事件が起こっております。そういった中で、町といたしましては、町内業者を集めまして、安全管理の徹底ということで文書のほうも送付させていただいています。ただ、これはですね、今回の事案を受けてということではなくてですね、公共事業全般にわたる安全管理の徹底、それから現場管理の徹底ということで、この4月に文書のほう各事業者の代表者の方お越しいただいて指導のほうをさせていただいております。

以上です。

○議長（益田芳子君） 2番宮本議員。

○2番（宮本 彰君） 2番宮本です。

あずまやのほうは撤去されて、トイレもなんですけれども撤去されて、あずまやだけ新しく設置するという事によろしいんですかね。金額的に352万というふうに計上されておるんですけれども、撤去で大体どのぐらい、新築でどのぐらいかかるのか、金額を教えてください。

それで、あずまやが新しく設置されるということでのどのような状況になるのか。今までと同じものをそのまま設置するのか、その辺を教えてください。

○議長（益田芳子君） 環境課長。

○環境課長（砂崎勇介君） 環境課長でございます。

まず、あずまやは復旧ということでございます。今回の復旧に関しまして、352万円のうち、おおむね299万3,000円で設置、工事費を見込んでおります。撤去費につきましては、あずまや・便所ともに合わせまして52万7,000円程度を見込んでおるといった状況でございます。

それから、トイレにつきましては、仮に同等のものに戻すとしますと、百数十万円の費用がかかるという概算の見積りを取っておるような状況ですが、実際給水がちょっとできないと、水がちょっと流れないトイレになってしまうということで、今回の判断といたしましてはトイレは復旧しないということで考えております。

あずまやにつきましては、事案発生前はおおむね3メートル掛ける3メートルの正方形、4人がけテーブル・椅子と腰かけができるような台が幾つかあったようなものでございました。今回新たに設置するものにつきましては、ちょっと既製品にはなるんですが、2.8メートル程度の丸型、ですので、3メートル掛ける3メートルとほぼ同等の大きさのサイズ感でテーブル・椅子もそれについておると。大体4名程度の休憩はできるような利用形態を考えておるということでございます。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） 同じあずまやの件ですけれども、あそこはやっぱり今から上の林道が完成するとですね、車に乗って上から公園にやってくる人が増えるということで、トイレがなくなるとやっぱり車で上から来た人が下までのトイレまで歩いていけるこ

とになるわけで、横着な人はやっぱりああ、ここにトイレがあったので今までどおり上ですね、トイレする人も増えてたりしてちょっと衛生の問題があって懸念がされるわけですが、私としてはやはりトイレもぜひ元どおりですね、復旧していただきたいなと考えるわけですが、その中でさっきちょっと気になるんですけども、復旧費の財源として町村会の建物共済金を使うということなんですけども、これは一種の保険のような役割のお金じゃないかと思うんですけども、これはトイレの復旧にもですね、この共済金はですね、充てられないんですか。ひょっとして充てられない理由は第三者による犯罪だから、そこに犯人捕まえて補償しんさいということでこの共済金が充てられないんですか。共済金の充てられる財源としての共済金がトイレの補修に充てられない理由と、さっきの犯罪との理由、関係があるのかどうか、ちょっと教えてください。

○議長（益田芳子君） 環境課長。

○環境課長（砂崎勇介君） 環境課長でございます。

トイレにつきましても、共済金は充てられるというふうに考えております。それで、保険自体での評価額といいますか、上限額というのも設定はあるんですが、今回なぜトイレを直さないかというところなんですけども、そもそも給水ができないというところが一番のポイント。要は衛生環境として給水機能がない状態でトイレを復旧するかどうかをちょっと検討した結果、今回につきましてはトイレについては復旧として建て替えをしないと、その代わり、確かに議員おっしゃられるとおり、徒歩5分、ちょっとかかるんですけども、近くにもトイレがあるという判断の下で、今回はトイレにつきましては撤去という判断に至ったということでございます。保険につきましても適用になりますが、そういった判断とさせていただきます。

以上です。

○議長（益田芳子君） 6番田中議員。

○6番（田中伸武君） 細かいようなんですけど、あそこの水は、前は水出よかったと思うんですけども、今、たまたま故障しているから出ないだけなんじゃないですか。それとも給水ができないというのはどういう理由なんだろうね。

○議長（益田芳子君） 環境課長。

○環境課長（砂崎勇介君） 環境課長です。

もともととはですね、それよりちょっと上の防火水槽の水をこちらのほうに使ってた

わけなんです、平成30年7月豪雨災害ですね、土砂堆積が交ざって、それで水源が途絶えて、その後しゅんせつ等々も行ってはおったんですが、令和2年、令和3年と引き続き災害によって土砂堆積が繰り返しになりまして、水源の確保がちょっと難しくなると。要は水道管が来とるわけではなくてですね、そういった水を使つてたと。現在は防火水槽への溪流についても土砂が堆積しておりますので、防火水槽にも水がないということでちょっと今回は難しいという判断をさせていただいております。

以上です。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） ほかにないようございますと、ここで昼休憩に入ります。

午後1時10分から再開をいたします。

なお、開会前に申し上げたとおり、直ちに議員共済総会を開催いたします。

（休憩 午後 0時04分）

（再開 午後 1時10分）

○議長（益田芳子君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 午前中に続きまして、日程第9、第25号議案、令和4年度府中町一般会計補正予算（第2号）の質疑の続きから始めます。

11ページで質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、次に12ページで質疑ございますか。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 12ページの学校給食費に対する補助事業ということで、200万強の補助金を交付するということで物価上昇に対する対応のものということで内容は理解するんですが、ちょっと学校給食費というのがですね、今、公会計化を検討されているということなんですけど、現状でいうとちょっと詳しく分からないので事務的な質問なんですけど、PTAが管理しているのか、学校長が管理してい

るんか、ちょっと分からなくて、要は補助金という名称ですから、補助金を受ける団体はどれになって実績報告がどこ出すとか要は補助金の執行する責任者はどこになるのかというのはちょっと事務的なものですが教えていただきたい。お願いします。

○議長（益田芳子君） 学校教育課長。

○学校教育課長（立花淑子君） 学校教育課長です。

ただいまの御質問にお答えします。

今の給食費については、学校が管理をしているということです。

以上です。

○議長（益田芳子君） 11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 学校が管理するということは、補助金の支払いの対象者は例えば府中小学校に補助金出すということでしょうか。同じ町の施設に町が補助金出すというのは何かおかしい感じがするんですけど、事務的な流れはどういうふうに。ちょっとすみません、細かい質問で悪いんですけど、ちょっと補助をどこへ払うんかいうのをちょっと教えてもらえませんか。

○議長（益田芳子君） 学校教育課長。

○学校教育課長（立花淑子君） 学校教育課長です。

この補助金については、各学校への補助になります。

以上です。

○議長（益田芳子君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、次に13ページで質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、次に歳入について質疑を行います。

5ページと6ページの歳入について、一括で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(益田芳子君) 日程第10、第26号議案、府中町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(佐藤信治君) 第26号議案 令和4年6月24日提出。

府中町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について。

府中町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成28年条例第28号)の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、勤勉手当の算定方法を変更するため、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は、総務企画部長が行います。よろしく申し上げます。

○議長(益田芳子君) 補足説明。

総務企画部長。

○総務企画部長(増田康洋君) 総務企画部長です。

第26号議案、府中町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてに関し、補足して説明いたします。

第26号議案参考資料をお願いいたします。

1、改正の趣旨です。

勤勉手当の算定方法を変更するため、条例の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。

管理職員以外の職員に支給する勤勉手当の算定について、経過措置を削除し、管理職員と同様に、勤勉手当基礎額に扶養手当を算入しないこととするものです。

計算方法は、表でお示ししているとおりとなります。平成28年度施行の地方公務

員法の改正により、人事評価結果を給与等に活用する施策が規定された際、勤勉手当支給額の計算において、扶養手当月額を算入しないことにより発生する財源を、人事評価のうち業績評価の成績上位者へ配分するための原資とする制度について、国に準じ本町も採用することとし、平成28年12月定例会の条例改正において議決いただき、平成29年6月期の勤勉手当から適用しているところです。

ただし、管理職員以外の職員については、本町が業績評価を開始してまだ間もなかったことから、当分の間、なお従前の例によるとして条例改正に経過措置を設け、管理職員のみを対象にスタートしている状況です。

業績評価とは、年度の上半期と下半期の年2回、期首にその期の目標設定について、期末にその期の目標達成度について、上司と部下が面談し、5段階で評価を行う制度で、管理職員の場合、その評価結果を成績率に換算し、勤勉手当の支給額に差を設けることとしています。

業績評価については全職員が実施し、成績率の反映は管理職員のみ実施しているという現状ですが、業績評価導入から5年以上が経過したことから、管理職員以外の職員にも成績率反映を適用する時期であると判断し、本条例改正を提案するものでございます。

3、施行期日は、公布の日です。

なお、今後は、令和4年12月期の勤勉手当支給時に、扶養手当を不算入とし、令和5年6月期の勤勉手当支給時に、業績評価の結果を、成績率として反映させる予定としております。

また、本条例改正の内容につきましては、職員団体との協議を経て、合意していることを申し添えます。

補足説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（益田芳子君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

8番二見議員。

○8番（二見伸吾君） 8番二見です。

扶養手当が勤勉手当の中から外れることによって、給与がそれぞれ違うので、一律には言えないと思うんですけども、大体この程度の給与ならどの程度の減額になるのかということですね。

それと、その分を、減らした分を業績給に反映させるということなんですけども、それでまずどの程度の差が上と下と出てくるのか。その影響について説明をしてください。

○議長（益田芳子君） 総務課長。

○総務課長（宮脇理恵君） 8番二見議員の御質問に対して答弁いたします。

総務課長です。

先ほどの影響額につきましては、個々の給料の額ですとか扶養の人数によって影響額は様々でございます。直近の給与支給状況を基準として算定いたしました場合、総額で240万程度となっております。

また、勤勉手当の基礎額に扶養手当を算入しないことにつきましては、影響を受ける職員につきましては、個別に通知のほうを行う予定としております。

以上でございます。

○議長（益田芳子君） 8番二見議員。

○8番（二見伸吾君） だから240万ということは、大体1万円前後が1人、それは給料によって違うのはあれなんですけど、ざっくり言って、だから数千円から1万まで行くかどうか分かりませんが、二、三千円から七、八千円ぐらいの影響があるのかなと伺いました。

それと、ですから、ほぼそれに相当するぐらいの賃金の増減が生まれる、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○議長（益田芳子君） 総務課長。

○総務課長（宮脇理恵君） 総務課長です。

二見議員の言われるとおり、扶養手当、実際に支給されている状況によりまして金額の幅というものはございますけれども、実際には扶養手当を算入しないということになりますので、成績率を反映しない場合は実質勤勉手当の額が下がるということにはなります。

以上です。

○議長（益田芳子君） よろしいですか。

ほかにございますか。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） すみません、関連で細かいんです。

職員の全体の数と扶養手当を支給されておる人数、教えてください。

○議長（益田芳子君） 総務課長。

○総務課長（宮協理恵君） 総務課長です。

6番田中議員の御質問でございますけれども、職員320人程度でございます、そのうち扶養手当支給している職員につきましては、140人程度でございます。全職員の45%程度扶養手当を現在支給している状況でございます。

以上です。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

○議長（益田芳子君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 日程第11、第27号議案、府中町税条例等の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第27号議案 令和4年6月24日提出。

府中町税条例等の一部改正について。

府中税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は、財務部長が行います。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

府中町税条例等の一部改正について、補足して説明します。

第27号議案参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、府中町税条例等の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。

第1条による改正です。

（1）登記所からの通知事項が拡大されたことに伴い、その通知事項が記載された固定資産税の納税証明書の交付について定めるものです。

（2）特定の配当や株式等譲渡所得等に対する個人町民税の課税について、現行制度において、町への申告により所得税と異なる課税方式の選択ができるとされていた規定を改め、所得税と同じ課税方式によることとするものです。

（3）個人町民税に係る給与所得者または公的年金等受給者が、退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者等を有する場合は、給与所得者の扶養親族等申告書または公的年金等受給者の扶養親族等申告書に当該配偶者の氏名を記載するようにするものです。

（4）個人町民税の住宅借入金等特別税額控除について、その適用期限を4年延長することとし、居住年の期限を令和7年まで、税額控除の適用期限を令和20年度の個人町民税まで延長するものです。

（5）は、地方税法等の法律の改正に伴い、引用する条番号等を整理するものです。続いて第2条による改正です。

（6）は、地方税法等の法律の改正に伴い、条文等を整理するものです。

3、施行期日等です。

施行日は、令和5年1月1日です。ただし、（2）及び（5）のイは令和6年1月1日、（1）は令和6年4月1日です。

次に経過措置です。

（3）は、施行日以後に支払いを受けるべき給与または公的年金等について提出する申告書について適用し、施行日前に支払いを受けるべき給与または公的年金等につ

いて提出する申告書については、なお従前の例によります。

(2) 及び (5) のイは、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によります。

(1) は、令和6年4月1日以降の納税証明書等の交付について適用します。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

14番齋藤議員。

○14番（齋藤 昇君） 14番の齋藤なんですが、改正事項の概要いうところで2番なんですがね、これ特定配当などにまつわる所得及び特定株式譲渡所得などに対する個人町民税の課税についてであるんですが、株式のほうですよ、これがどういう場合に変わるかいうのをちょっと具体的に教えてほしいんですが、よろしく願いいたします。

○議長（益田芳子君） 税務課長。

○税務課長（藤田正明君） 税務課長です。

齋藤議員の質問にお答えします。

特定配当とは、株式等の配当及び利子で、所得税や町民税が源泉徴収されます。特定株式等譲渡所得とは、特定口座のうち、源泉徴収口座に受け入れた株式等の譲渡所得で、所得税や町民税が源泉徴収されます。先ほどの特定口座では、源泉徴収ありとなしいうのを選択することができます。ありを選択すると、源泉徴収され、確定申告が不要になります。また、普通に一般口座で管理されている株式につきましては、1年間の売買損益を計算して確定申告されることになっております。

内容については以上です。

○議長（益田芳子君） 14番齋藤議員。

○14番（齋藤 昇君） ですから、特定口座ですから、これはいわゆるNISA、NISAは関係ないということですよ。ちょっとそのあたりがもう少し説明してほしいんですが、ちょっと今言われたんで、ちょっと僕の頭では理解できないので、もうちょっと突っ込んでお願いします。

○議長（益田芳子君） 税務課長。

○税務課長（藤田正明君） 税務課長です。

N I S Aについては調べてはいないんですけども、今回町民税の課税方式を所得税と一致させるための規定の整備でありまして、株式の配当に係る所得及び株式の譲渡所得につきましては、所得税において申告不要制度を選択した場合は町民税においても申告不要制度を適用し、株式配当に係る所得につきましては、所得税において申告分離課税選択した場合は町民税においても申告分に課税を適用することとなるという、所得税と一致させるためというところが主な目的になっています。

○議長（益田芳子君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 日程第12、第28号議案、府中町国民健康保険税条例及び府中町介護保険条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第28号議案 令和4年6月24日提出。

府中町国民健康保険税条例及び府中町介護保険条例の一部改正について。

府中町国民健康保険税条例及び府中町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税及び介護保険料の減免の申請の特例を令和4年度も継続するため、条例の一部を改正するも

のであります。

補足説明は財務部長が行います。

○議長（益田芳子君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

府中町国民健康保険税条例及び府中町介護保険条例の一部改正について補足して説明します。

第28号議案参考資料を御覧ください。

このたびは、府中町国民健康保険税条例と府中町介護保険条例の2つの条例を同一の趣旨により改正する必要がありますので、1本の改正条例で2つの条例を改正させていただくものです。

1、改正の趣旨です。

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税及び介護保険料の減免申請の特例を令和4年度も継続するため、条例の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税及び介護保険料の減免につきましては、昨年に引き続き、国から令和4年度も継続する旨の方針が示されました。これを受けて、新型コロナウイルス感染症に係る減免の申請の特例を受けることができる対象を1年延長します。すなわち、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった者等が国民健康保険税または介護保険料の減免の申請の特例を受けることができる対象を改正前は令和元年度から令和3年度分で、納期限が令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に設定されているものから、改正後は令和3年度分を令和4年度分まで、納期限を令和4年3月31日までの間から令和5年3月31日までの間に設定されているものまで延長するものです。

3、施行期日は公布の日ですが、改正後の規定は令和4年4月1日から適用します。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(益田芳子君) 日程第13、第29号議案、工事請負契約の締結についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(佐藤信治君) 第29号議案 令和4年6月24日提出。

工事請負契約の締結について。

次の工事の契約を締結することについて、議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第25号)第2条の規定により議会の議決を求める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、地方自治法第96条第1項第5号の規定により条例で定める契約を締結するためでございます。

補足説明は建設部長が行います。よろしく申し上げます。

○議長(益田芳子君) 補足説明。

建設部長。

○建設部長(井上貴文君) 建設部長です。

第29号議案、工事請負契約の締結について補足して説明いたします。

次のページの第29号議案参考資料を御覧ください。

工事名は、府中南小学校校舎外壁改修工事、工事場所は、府中町柳ヶ丘51番25号の府中南小学校でございます。契約金額は、1億274万円。契約の相手方は、安芸郡海田町蟹原一丁目3番15号正田建設株式会社でございます。仮契約日は、令

和4年5月27日、工期は、議会の議決のあった日の翌日から、令和5年3月31日までとさせていただきます。

それでは、工事概要について御説明いたします。

次のページのA3の第29-1号議案参考資料、工事概要説明書を御覧ください。

右上の配置図に工事対象建物を赤で着色しております。14-1・2号棟の管理教室棟、14-3号棟の普通教室棟、22-1・2号棟の特別教室棟、合わせて3棟の外壁改修を行うものでございます。

3棟とも外壁劣化部分の改修と軒裏コンクリートの剝落防止対策を行った後、外壁塗装を実施し、建物の長寿命化を図ります。

ページ中段に各棟の写真と下段に南側立面図を示しておりますが、外壁改修の施工面積は14-1・2号棟が約2,300平方メートル、14-3号棟が約1,300平方メートル、22-1・2号棟が約1,900平方メートルとなっております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（益田芳子君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

18番木田議員。

○18番（木田圭司君） 18番です。

質問というか要望になるかもしれませんが、以前からある耐震改修等のときもお話しさせていただいているんですけど、夏休みを中心に工事やられて、夏休み中には終わらないでしょうから2学期始まってからも工事にかかるんだと思います。とにかく子どもたち含めた安全第一で、予想される近隣の住民・町内会等にもしっかり説明をしていただいて、あと、夏休みといえども生涯学習等で施設を使う団体等もたくさんおられて、私も何回か入れはったんですけど、日も長いし、遅くまで工事されて、これ図面見る限りは多分大きい車両なんかがグラウンドを通過して入られるんじゃないかなと思うんですけど、その車両の置場等々によれば、利用等にも差し障りが出るようなことも懸念されますので、その辺も十分関係各所と密に連絡を取っていただいて、なるべくトラブルがないように、迷惑かけないように行っていただくように強く要望しておきます。よろしくお願いいたします。

○議長（益田芳子君） 要望でよろしいですか。

ほかにございますか。

2 番宮本議員。

○2 番（宮本 彰君） 2 番宮本です。

入札執行表のほうでちょっとお聞きしたいんですけども、正田建設で9, 340万で決定をされたと。それから上垣組のほうで8, 989万で無効ということで、約351万の差があるんですけども、これの当確ラインは幾らだったのかということと、あと町の積算の金額は幾らだったのかというのを教えていただきたい。

○議長（益田芳子君） 財政課長兼職次長。

○財務部次長兼財政課長（中本孝弘君） 財政課長兼職次長です。

先ほどの御質問なんですけども、入札執行表を見ていただいて、下段のほうの（4）番、最低制限価格というものがございます。その最低制限価格がこの件名では9, 167万4, 689円というふうに表示があるんですけども、これが町としては最低制限価格、この建物をするにはこれだけの価格が必要だろうというラインでしたので、上垣組さんのほうが8, 989万円ということで、この最低ラインを下回ったため、無効という形にしております。

以上です。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

11 番寺尾議員。

○11 番（寺尾光司君） ちょっと参考までですが、全面改修されるということなんで、一斉にして色も変わるんかどうか、ちょっとそういう色についてどういうふうにお考えか、今後選定されるのか、もう決まっているのか、ちょっとその辺教えていただきたいんですが。

○議長（益田芳子君） 建築課長兼職次長。

○建設部次長兼建築課長（川口正幸君） 建築課長兼職次長です。

色につきましては、今後ですね、学校側と話を決めていきたいと思えます。

以上です。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(益田芳子君) 日程第14、第30号議案、工事請負契約の締結についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(佐藤信治君) 第30号議案 令和4年6月24日提出。

工事請負契約の締結について。

次の工事の契約を締結することについて、議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第25号)第2条の規定により議会の議決を求める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、地方自治法第96条第1項第5号の規定により条例で定める契約を締結するためでございます。

補足説明は建設部長が行います。よろしく申し上げます。

○議長(益田芳子君) 補足説明。

建設部長。

○建設部長(井上貴文君) 建設部長です。

第30号議案、工事請負契約の締結について補足して説明いたします。

次のページの第30号議案参考資料を御覧ください。

工事名は、みくまり14号線(新宮橋)道路改良工事、工事場所は、府中町みくまり一丁目、契約金額は、6,600万円。契約の相手方は、安芸郡府中町青崎中17番12号神野建設株式会社でございます。仮契約日は、令和4年5月27日、工期は、議会の議決のあった日の翌日から、令和5年3月31日までとさせていただきます。

ております。

それでは、工事概要について御説明いたします。

次のページのA3の第30-1号議案参考資料を御覧ください。

本工事は、令和2年度から進めております、補助街路みくまり14号線について、広島県との河川協議が整い、榎川にかかる新宮橋を整備するものでございます。

平面図、標準断面図に赤線で示しております、新宮橋橋梁長9.6メートル、橋梁幅6.0メートルのプレキャスト門型カルバートを工場製作し、新たに設置をいたします。また、河川護岸復旧工として、重力式擁壁、コンクリートブロックを施工いたします。

なお、橋の工事中は、仮設道路を設置し、地域の皆様の通行を確保いたします。本契約後、プレキャストカルバートを工場で作製し、設置につきましては10月以降の渇水期に行う予定としております。

狭隘な箇所で行う工事であり、関係機関、町内会には、しっかりと周知し、安全管理の徹底を図ってまいります。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（益田芳子君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

12番力山議員。

○12番（力山 彰君） 12番力山です。

今日初めてこの図面見せてもらったんですけど、実は今、私もこの上流に住んでおるんですけども、非常に橋が狭いということで皆さん往生して橋渡るときに車の角をようこすられて、コンクリートが大分ちびております。今回、橋のですね、左上、従来あそこは隅切りをつけていただいて曲がりやすくなっていたんですが、実は水分峡から下りてくる道からこの橋を考えますと鋭角に曲がるようになっています。橋幅が広がるとるんで、十分ではあるんですが、ここを少し隅切りをしていただくことできないのかなと。というのが橋の上で止まっておられる車があったら、水分峡のほうから入ってくる車が鋭角に曲がらないといけない、非常に難しいので、ほんの少しだけ配慮をお願いできないかなというのがちょっと個人的な要望でございます。恐らく車が、橋上止まるとると、鋭角に曲がる、あそこでまた車をこするという形になってくるんじゃないかと懸念しておりますので、ぜひお願いします。

○議長（益田芳子君） 都市整備課長兼職次長。

○建設部次長兼職都市整備課長（磯亀 智君） 都市整備課長兼職次長でございます。

力山議員の御質問、御答弁させていただきます。

この橋梁の設置につきましては、河川管理者である広島県と協議の上、今の設置になっている状況でございます。実際今の橋梁の幅員においてですね、かなり幅員のほうも広がりますし、そこら辺も含めながら再度、県のほうにも協議していきたいというふうには考えております。

答弁は以上です。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

10番西議員。

○10番（西 友幸君） ちょっと要望だけお願いします。

6メートルになって本当にいいことだと思いますが、水分峡に上がる道、すごく狭いです。この橋ね、出来上がったら持ってくるわけですから、でっかいクレーン車で運んでくるのにすごい大きなトラックが必要だと思うんですよ。それでまた下から上がって後ろへ下がるのも大型トラック大変だと思いますので、くれぐれも事故のないようにですね、安全にと要望しておきたいと思います。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 11番寺尾です。

ちょっと今、西議員との関わりあるかも分からないんですけど、この図面で見ると河川を黒く塗ってあるのが施工時河川埋立範囲ということで、どうも車両の関係か分かりませんが、河川を一部埋め立てて何か工事するように見えるんですけど、ちょっと全体的な工事施工の手順というか、10月以降工事するということですけど、どういったふうに工事の工程が流れるのかというのを説明を一つお願いしたいのと、それから先ほどちょっと河川管理者と協議したということですが、ちょっと気になるのが、水分から出てくる道路ですよね、そことの交差点部分にちょうどなるんで、そこら辺車の流れがしっかり、要はどちらが優先道路かというのが難しく、逆には橋の幅が広がると優先路が変わってくるように見えたりするんですよ。だから交差点での事故が起こったらちょっと怖いと思うんで、優先路が分かるようなマーカーの引き方とかラインの引き方とか、そこら辺しっかり交差点としての考え方を整理してやっていただ

きたいなというのが2番目の要望です。最初ちょっと全体の工程の説明をお願いできますか。

○議長（益田芳子君） 都市整備課長兼職次長。

○建設部次長兼職都市整備課長（磯亀 智君） 都市整備課長兼職次長です。

それでは、寺尾議員の御質問について御答弁させていただきます。

基本的には役場前の榎川の工事、ちょっとそれをイメージしていただけたらというところもありますので、順に説明させていただきます。

まず、先ほど部長の答弁からもございましたが、プレキャストカルバートの製品を製作いたします。その後、河川を、今の計画ではですね、幅8メートル、延長27メートルの範囲で埋め立てる計画としております。それが図面でいうと黒く塗っておる部分になります。その後、幅員3メートルの仮設道路をその新宮橋の上流側に設置いたします。併せてその埋め立てた部分に仮設ステージを設置いたします。その後ですね、既存の今の橋を撤去し、新しい橋を、ラフタークレーンを使って設置いたします。最後に護岸を復旧し、仮設道路を撤去し、舗装して完了となります。

説明は以上でございます。

○議長（益田芳子君） 11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 埋め立てて橋造っていくというのは分かったんですけど、埋め立てる間、水はヒューム管で流すのか、そういう仮設排水をどうするかというのと、あと埋め立てる期間ですね、どの程度見込んでおるのか、例えば半年間丸々埋まってるのかどうかとか、ちょっとその辺、もうちょっと詳しく教えてください。

○議長（益田芳子君） 都市整備課長兼職次長。

○建設部次長兼職都市整備課長（磯亀 智君） 都市整備課長兼職次長です。

埋め立てている間は、これも河川協議の上で決めてまいります、仮設管を設置いたします。その埋め立てる期間につきましては、今の計画では10月ぐらいから年度末程度までというふうに考えています。

説明は以上です。

○議長（益田芳子君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(益田芳子君) 日程第15、第31号議案、人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(佐藤信治君) 第31号議案 令和4年6月24日提出。

人権擁護委員の候補者の推薦について。

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦することについて、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

府中町長 佐藤信治

推薦する方でございますが、住所が広島県安芸郡府中町青崎東35番7号、氏名、お名前は田村雅恵氏でございます。

提案理由でございますが、人権擁護委員1名が令和4年2月28日付で解嘱、御自身の辞職ということでございます、解嘱されたため、人権擁護委員の候補者を推薦することについて意見を求めるものでございます。

なお、人権擁護委員の委嘱につきましては、法務大臣が行うものでありますが、その候補者については市町村長が議会の意見を聞いて推薦しなければならないとされており、本議会において提案するものでございます。

候補者の田村雅恵氏の略歴について簡単に御説明いたします。

田村氏は59歳の方で、昭和60年に大学を御卒業後、同年4月に自動車販売会社に入社され、平成12年9月に退職されております。その後、平成24年10月から令和2年9月まで府中町教育委員会委員、府中町学校運営協議会委員、小学校のPTA会長など、広く教育行政の発展のために御尽力いただいております。

また、平成24年10月から令和3年6月まで府中町人権施策推進審議会委員として、人権問題に関し御提言を頂いております。

同氏は、地域での見守りや地域行事への積極的な参加、子育て世代の相談活動、高齢者の犯罪防止活動など、日常的に住民と深く関わっておられ、誰もが安心して生活でき、より一層住みやすい町になるよう日々努めてこられました。こうした経験が広く社会の実情に通じた人権擁護委員の活動に生かされるものと考えております。

つきましては、田村雅恵氏を人権擁護委員として推薦するものでございます。

任期は、令和4年10月1日から令和7年9月30日までとなっております。

提案説明は以上でございまして、補足説明はございません。よろしくお願いたします。

○議長（益田芳子君） 以上で、提案説明を終わります。

ここでお諮りします。

本案は、人事案件につき、慣例に従いまして、質疑・討論を省略し、原案者を適任することに決したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） 人物についてとやかく言うわけじゃありませんが、ちょっと任期のことで教えてください。

前任者が。

○議長（益田芳子君） 任期は先ほど言われましたけども、任期は。

○6番（田中伸武君） いや、だからそれをお聞きするんですが、前任者が2月28日付で解嘱すると。今度の、前任者の奥さんですかね、2月28日で辞められると。次のこの田村さんが10月1日から。いうことになると、任期として3、4、5、6、7、8、9の7か月間1人欠員ということになるんじゃないかと思うんですが、これは人権擁護委員はようけおるけえ、少々1人欠けてもええんやということなのか、あるいはそれぞれの都合によるのか。何でこの7か月の前任者の解嘱から次の新任者の就任までの期間が空くいうのか、ちょっと教えてください。

○議長（益田芳子君） 自治振興課長兼職次長。

○町民生活部次長兼自治振興課長（谷口充寿君） 自治振興課長兼職次長でございます。

先ほども町長のほうから御説明ありましたが、こちらは国のほうがですね、一応任命させていただくということで、手続上どうしてもそういった期間がございますので、

やむを得ずそういった期間が空くということで御了解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（益田芳子君） 町長。

○町長（佐藤信治君） 私の説明のときもちょっと触れたんですけど、解任したんではなくて、前委員さんの辞職によるものですから、それから今、課長が申し上げますように諸手続等、それから今、人権擁護委員さんの任期というのは定期的に委嘱しているというふうに聞きますけど、そういうふうなスケジュールでこの期間が空いているというふうに理解をしております。

○議長（益田芳子君） 自治振興課長兼職次長。

○町民生活部次長兼自治振興課長（谷口充寿君） 自治振興課長兼職次長でございます。補足をちょっとさせていただきます。

任期はですね、先ほど申し上げましたように3年間ということでございまして、令和7年9月30日までとなりますが、法務局からの委嘱が基本的には年2回、1月1日と7月1日となっております、任期をですね、1月1日とした場合、前任者の解職日から期間が空き過ぎるため、今回は臨時的に10月1日から委嘱をさせていただけるということになっています。

以上でございます。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、お諮りします。

本案は、原案者を適任することに決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案者を適任することに決定をいたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 日程第16、第32号議案、監査委員選任の同意についてを議

題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第32号議案 令和4年6月24日提出。

監査委員選任の同意について。

府中町監査委員に次の者を選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

府中町長 佐藤信治

住所は、広島県安芸郡府中町大通二丁目12番28号。お名前は、氏名、土井精二氏でございます。

提案理由は、識見を有する者から選任している監査委員の任期が令和4年6月30日をもって満了となるため、監査委員を選任することについて同意を求めるものでございます。

土井氏は、昭和24年生まれの現在72歳の方で、昭和48年に広島県職員に採用され、尾三地域厚生環境局長、東部厚生環境事務所福山支所長を歴任された後、平成22年3月に定年退職されております。

退職後も公益財団法人広島原爆被爆者援護事業団「神田山やすらぎ園」園長、広島県社会福祉協議会障害者虐待相談員として活躍されるなど、豊かな行政経験をお持ちの方でありまして、平成26年7月からは当町の代表監査として就任いただいております。

任期につきましては、令和4年7月1日から令和8年6月30日までの4年間となります。

提案理由は以上でありまして、補足説明はございません。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） 以上で提案説明を終わります。

ここでお諮りします。

本案は、人事案件につき、慣例に従いまして、質疑・討論を省略し、原案のとおり同意することに決したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

なお、監査委員におかれましては、次の定例会において御挨拶をお願いしたいと思います。

ここでお諮りいたします。

本日はこれをもって散会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会とし、次回は6月27日午前9時30分から会議を開きます。御苦労さまでした。散会。

(散会 午後 2時07分)

上記記録の内容が正確であることを証するため署名する。

府中町議会 議長

議員

議員